

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」

改正新旧対照表

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略)	I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略)
II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 (略)	II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 (略)
III 微小粒子状物質に係る常時監視 (略)	III 微小粒子状物質に係る常時監視 (略)
IV 有害大気汚染物質に係る常時監視	IV 有害大気汚染物質に係る常時監視
<p>1. 測定対象</p> <p>有害大気汚染物質のなかの優先取組物質（当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。）のうち、既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）で、以下に掲げるものについて、測定を実施する。</p> <p>アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー</p> <p>クロロホルム 酸化エチレン 1, 2-ジクロロエタン</p>	<p>1. 測定対象</p> <p>有害大気汚染物質のなかの優先取組物質（当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。）のうち、既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）で、以下に掲げるものについて、測定を実施する。</p> <p>アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー <u>塩化メチル</u> <u>クロム及び三価クロム化合物</u> <u>六価クロム化合物</u> クロロホルム 酸化エチレン 1, 2-ジクロロエタン</p>

旧	新
<p>ジクロロメタン 水銀及びその化合物 テトラクロロエチレン トリクロロエチレン</p> <p>ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1, 3-ブタジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ベンゾ [a] ピレン ホルムアルデヒド <u>マンガン及びその化合物</u> <u>六価クロム (当面、クロム及びその化合物を測定)</u></p> <p>以上に掲げる物質のうち、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、<u>マンガン及びその化合物並びに六価クロム (当面、クロム及びその化合物を測定)</u>については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。</p> <p><u>ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びに水銀及びその化合物</u>については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量 (金属換算値) を測定するものとする。<u>六価クロム</u>については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量 (クロム換算値) を測定するものとする。</p> <p>個々の測定地点における測定物質については、当該測定地点周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況等から、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定物質を選定するものとする</p>	<p>ジクロロメタン 水銀及びその化合物 テトラクロロエチレン トリクロロエチレン <u>トルエン</u> ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1, 3-ブタジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ベンゾ [a] ピレン ホルムアルデヒド <u>マンガン及びその化合物</u></p> <p>以上に掲げる物質のうち、<u>クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物</u>については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。</p> <p><u>水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物</u>については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量 (金属換算値) を測定するものとする。<u>クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物</u>については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量 (クロム換算値) を測定するものとする。</p> <p>個々の測定地点における測定物質については、当該測定地点周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況等から、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定物質を選定するものとする</p>

旧	新
<p>ほか、2.(2)②イ及び③イによる。 また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2. 測定地点の数及び選定</p> <p>(1) 測定地点数 (略)</p> <p>(2) 測定地点の選定</p> <p>(1)の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>① 一般環境 (略)</p> <p>② 固定発生源周辺 (略)</p> <p>③ 沿道</p> <p>ア 測定地点の選定 (略)</p> <p>イ 測定項目</p> <p>沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等について監視を実施するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3. 測定頻度等 (略)</p>	<p>ほか、2.(2)②イ及び③イによる。 また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2. 測定地点の数及び選定</p> <p>(1) 測定地点数 (略)</p> <p>(2) 測定地点の選定</p> <p>(1)の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>① 一般環境 (略)</p> <p>② 固定発生源周辺 (略)</p> <p>③ 沿道</p> <p>ア 測定地点の選定 (略)</p> <p>イ 測定項目</p> <p>沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、<u>トルエン</u>、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等について監視を実施するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3. 測定頻度等 (略)</p>

旧	新
<p>4. 試料採取口の高さ (略)</p> <p>5. 測定方法 測定方法については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年2月12日環大規第27号、<u>平成21年8月10日最終改正</u>)によるものとする。</p> <p>6. 測定値の取扱い及び評価 (略)</p> <p>7. 精度管理及び保守管理 (略)</p> <p>8. 結果の報告 (略)</p>	<p>4. 試料採取口の高さ (略)</p> <p>5. 測定方法 測定方法については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年2月12日環大規第27号、<u>平成23年4月1日最終改正</u>)によるものとする。</p> <p>6. 測定値の取扱い及び評価 (略)</p> <p>7. 精度管理及び保守管理 (略)</p> <p>8. 結果の報告 (略)</p>
<p>別添 優先取組物質</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>アクリロニトリル</u> 2. <u>アセトアルデヒド</u> 3. <u>塩化ビニルモノマー</u> 4. <u>クロロホルム</u> 5. <u>クロロメチルメチルエーテル</u> 6. <u>酸化エチレン</u> 7. <u>1, 2-ジクロロエタン</u> 8. <u>ジクロロメタン</u> 9. <u>水銀及びその化合物</u> 10. <u>タルク (アスベスト様繊維を含むもの)</u> 11. <u>ダイオキシン類</u> 12. <u>テトラクロロエチレン</u> 13. <u>トリクロロエチレン</u> 14. <u>ニッケル化合物</u> 15. <u>ヒ素及びその化合物</u> 16. <u>1, 3-ブタジエン</u> 	<p>別添 優先取組物質</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>アクリロニトリル</u> 2. <u>アセトアルデヒド</u> 3. <u>塩化ビニルモノマー (別名：クロロエチレン又は塩化ビニル)</u> 4. <u>塩化メチル (別名：クロロメタン)</u> 5. <u>クロム及び三価クロム化合物</u> 6. <u>六価クロム化合物</u> 7. <u>クロロホルム</u> 8. <u>酸化エチレン (別名：エチレンオキシド)</u> 9. <u>1, 2-ジクロロエタン</u> 10. <u>ジクロロメタン (別名：塩化メチレン)</u> 11. <u>水銀及びその化合物</u> 12. <u>ダイオキシン類</u> 13. <u>テトラクロロエチレン</u> 14. <u>トリクロロエチレン</u> 15. <u>トルエン</u> 16. <u>ニッケル化合物</u>

旧	新
<p> <u>17. ベリリウム及びその化合物</u> <u>18. ベンゼン</u> <u>19. ベンゾ [a] ピレン</u> <u>20. ホルムアルデヒド</u> <u>21. マンガン及びその化合物</u> <u>22. 六価クロム化合物</u> </p> <p>附則（平成 17 年 6 月 29 日） 「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成 19 年 3 月 29 日） 平成 17 年 6 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成 22 年 3 月 31 日） 1. 平成 19 年 3 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。 2. Ⅲの 2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする。</p>	<p> <u>17. ヒ素及びその化合物</u> <u>18. 1, 3-ブタジエン</u> <u>19. ベリリウム及びその化合物</u> <u>20. ベンゼン</u> <u>21. ベンゾ [a] ピレン</u> <u>22. ホルムアルデヒド</u> <u>23. マンガン及びその化合物</u> </p> <p>附則（平成 17 年 6 月 29 日） 「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成 19 年 3 月 29 日） 平成 17 年 6 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成 22 年 3 月 31 日） 1. 平成 19 年 3 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。 2. Ⅲの 2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p><u>附則（平成 23 年 7 月 1 日）</u> 1. 平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく</p>

旧	新
	<p><u>大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</u></p> <p><u>2. 本通知は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>